

平成 30 年 2 月 2 日

日本放送協会
プロフェッショナル・仕事の流儀・制作部 御中

公益社団法人 日本動物福祉協会
理 事 長 山 下 眞 一 郎

〒141-0022
東京都品川区東五反田 2-6-5
フロインデ 2 階
電話：03-6455-7733

番組内での「しつけ」と称した犬への虐待疑い行為に関する要望書

1 月 29 日に「プロフェッショナル仕事の流儀」ワンちゃんスペシャル放送枠内で犬のしつけを行う訓練士・中村信哉氏が犬を足で押さえつけて、頭を激しく殴りつける、竹の棒で叩く、のしかかる、餌を与えない、大声で怒鳴る等の行為が放送されました。環境省でも「しつけ、訓練と称するなどし、動物に対し殴る、蹴る等の暴力を与えたり、故意に動物に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為」を積極的な虐待に該当する可能性がある」と定義しています。

放送された行為は当人にとっては信念であっても、獣医学的および動物行動学的見地から何ら科学的根拠のない訓練方法であることは疑いの余地はありません。動物にとっては感情のおしつけという暴力になり、更なる行動悪化につながることもあります。特に、最後に柴犬が心を許したかのような場面は、「学習性無気力(学習性無力感)」の可能性があり、視聴者に誤解を与えた貴協会の責任は重大だと考えます。動物虐待には、身体的酷使と精神的酷使がありますが、放送された訓練士による行為は、両方を動物に対して行っているものであり、公共放送である貴協会が虐待を疑うような行為を公然と放送し、その行為を肯定することは、動物に対して体罰も必要であるという間違った認識を生み、虐待を助長する恐れがあります。

今後このような放送は控えていただきますよう、また番組制作には熟慮いただくようお願い致します。

「犬が暴力を振るわれる場面を見た子供が泣き叫び情緒不安定になった」、「虐待を見せられて心を痛めている」という視聴者からの相談が当協会に多く寄せられております。そのため、今後の対応について下記の事項を要望いたします。

記

1. 「しつけ」と称した上記行為は、科学的根拠を有さず、当該訓練士の行って

いる身体的酷使および精神的酷使は、動物の問題行動のさらなる悪化につながるだけでなく、動物愛護法四十四条に抵触する恐れがあるので、今後の再放送を控えて頂きたい。このことについて、2名の専門家による見解を併せてお送りいたしますので、必読ください。(資料1、2参照)

2. 動物のしつけに関する題材を扱う放送を行うのであれば番組企画時に訓練士だけではなく、最新知見に精通している**動物行動学に関する専門医**もしくは**日本動物行動学会等、複数名に広く意見を伺う**など構成・制作の見直しを検討していただきたい。